



平成 25 年 11 月 26 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 此下 竜矢
(コード 2388 東証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 執行役員 横山 幸弘
(TEL 03 - 6225 - 2207)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 26 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、定款の一部変更については、平成 25 年 12 月 25 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議する予定です。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株制度を採用することにいたしました。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 26 年 3 月 31 日（月）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

株式分割前の発行済株式総数 272,636 株（平成 25 年 9 月 30 日現在）

今回の分割により増加する株式数 26,990,964 株（平成 26 年 4 月 1 日見込み）

株式分割後の発行済株式総数 27,263,600 株

株式分割後の発行可能株式総数 100,842,000 株

(注) 上記発行済株式総数は新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 26 年 3 月 14 日 (金)

基準日 平成 26 年 3 月 31 日 (月)

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火)

(4) 新株予約権の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価額及び新株予約権 1 個あたりの株式数を、平成 26 年 4 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

	調整後の 行使価額	調整前の 行使価額	調整後の新株 予約権 1 個あ たりの株式数	調整前の新株 予約権 1 個あ たりの株式数
第 3 回新株予約権	1,591 円	159,071 円	100 株	1 株
第 4 回新株予約権	1,504 円	150,332 円	100 株	1 株
第 7 回新株予約権	153 円	15,280 円	100 株	1 株
第 8 回新株予約権	153 円	15,280 円	100 株	1 株

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火)

(参考) 平成 26 年 3 月 27 日 (木) をもって、東京証券取引所 J A S D A Q 市場における売買単位は 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 12 月 25 日開催予定の第 12 期定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議いたします。

(2) 変更の内容

- ①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条を新設いたします。
- ④現行定款第 7 条以下の条数を各 2 条繰り下げいたします。
- ⑤現行定款第 6 条の変更および第 7 条ならびに第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,008,420株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,842,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当及び募集新株予約権の割当を受 ける権利</u>
第7条～第41条 (条文記載省略)	第9条～第43条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> 第1条 第6条の変更、第7条及び第8条の新設、 ならびにそれに伴う条数の変更の効力 発生日は、 <u>平成26年4月1日</u> とする。 第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削 除する。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年12月25日(水)

定款変更の効力発生日 平成26年4月1日(火)

5. その他

(1) 今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の変更は御座いません。

以上